

## 移住支援金の申請を予定されている東京圏から移住された方へ

### 移住支援金の対象

次の①②いずれも該当する方が対象となります。

- ① 次のいずれかの方
  - ・直近5年以上東京23区の在住者
  - ・直近5年以上、東京圏<sup>※1</sup>(条件不利地域<sup>※2</sup>を除く)に在住し、かつ、**東京23区に通勤<sup>※3</sup>していた方**
- ② 移住支援事業を実施する都道府県が、**マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人**に新規就業した方又は**岩手県の事業による起業支援金の交付決定を受けた方**

※1 東京圏  
 ※2 条件不利地域  
 ※3 通勤

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県  
 岩手県 HP でご案内しております。  
 雇用者としての通勤にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。

世帯 100 万円、単身 60 万円 ※起業の場合最大 300 万円

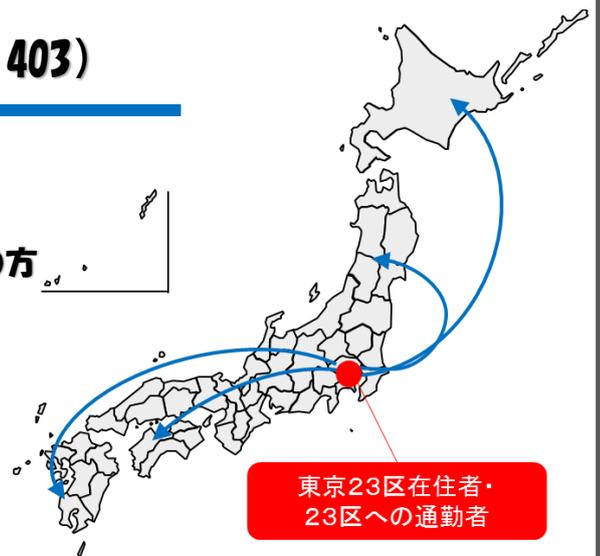
# 移住支援金

を申請される方は  
 すぐに政策推進課にご相談ください。

政策推進課：電話 22-2111 (内線 403)

※予算管理等の都合上、住民登録時点で申請見込みの方  
 を確認させていただいております。

移住支援金の申請を予定されている方は、  
 転入後速やかにご連絡ください。



移住支援金に関するお問合せ先・連絡先はこちら ▶ **岩泉町役場政策推進課**

岩泉町岩泉字惣畑 59 番地 5 (役場本庁舎 4 階)  
 電話番号 22-2111